

議案第 8 号

小城市社会教育施設の施設使用に伴う減免に関する規程の
一部を改正する訓令

小城市社会教育施設の施設使用に伴う減免に関する規程（令和元年小
城市教育委員会訓令第 2 号）の一部を改正する訓令を別紙のとおり提出
する。

令和 4 年 8 月 25 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

提案理由

法人名称の変更により、規程の一部を改正する必要がある。
これが、本議案を提出する理由である。

小城市教育委員会訓令第 号

小城市社会教育施設の施設使用に伴う減免に関する規程の
一部を改正する訓令

小城市社会教育施設の施設使用に伴う減免に関する規程（令和元年小
城市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2の4の項及び別表第4の2の項中「小城市体育協会」を「小
城市スポーツ協会」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

議案第8号 小城市社会教育施設の施設使用に伴う減免に関する規程（令和元年小城市教育委員会訓令第2号）の一部を改正する訓令 新旧対照表

現行		改正後（案）	
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
(略)		(略)	
4	小城市体育協会	4	小城市スポーツ協会
(略)		(略)	
別表第4（第3条関係）		別表第4（第3条関係）	
(略)		(略)	
2	小城市体育協会 加盟団体	2	小城市スポーツ協会加盟団体